

会議の名称	令和6年度第1回八雲町地域包括支援センター運営協議会
日時	令和6年8月2日（金） 14時00分～14時20分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ ふれあいホール
出席者	委員17名・随員1名（欠席2名） 傍聴者0名
会議の処理、てん末	
（令和6年度第1回八雲町介護保険事業運営委員会に引き続き開催）	
1. 議題	
○会長より 引き続き令和6年度第1回八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。議題（1）報告事項、「①令和5年度事業報告について」及び「②令和5年度決算報告について」、それぞれ関連がありますので、事務局より一括説明を求めます。	
（1）報告事項 ①令和5年度事業報告について	
○事務局より 包括支援主幹の谷口と言います。私の方からご説明させていただきますが、説明に入る前に、今年4月に熊石地域包括支援センターに社会福祉士の平野が入りましたので、紹介させていただきます。 熊石地域の皆さまとは今後関わるが多くなるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。 それでは、（1）報告事項の①～②までご説明申し上げます。 ①令和5年度の事業報告についてご説明いたします。コロナが5類に移行したことで、感染対策を継続しながら、ほぼ計画どおりに事業を行うことが出来ました。（1）一般介護予防事業ですが、記載のとおり実施しております。住民主体の通いの場は八雲地域では、実施主体の都合で一か所廃止となったところもありましたが、新たに2か所開設することが出来ました。 また新たな取組として熊石地域では高齢者向けIT講習会を開催しました。泊川集学校に委託し、スマートフォンの活用方法を学ぶことで介護予防、認知症予防につなげようとするもので、延べ68人の方が参加しました。 2ページ目（2）総合相談・権利擁護事業ですが、相談者別件数で八雲地域155人、熊石地域59人の相談を受け付けました。高齢者虐待については、養護者虐待として2件の通報が寄せられ、1件を虐待と認定しております。また介護施設の従事者による虐待の通報があり、介護保険法に基づき、立入調査を行った結果、虐待が認められ、施設に対し改善報告を求めております。なお今年9月を目途にモニタリングを行い、改善が図られているかの確認を行うこととしております。 次に4ページ目（5）認知症総合支援事業では、認知症の理解と予防講演会を、まるごと元気運動教室を委託しているNPO法人ソーシャルビジネス推進センターと共催で開催し、八雲・熊石合わせて110名の方の参加がありました。（6）任意事業ですが、5ページに記載しております認知症家族の会の支援ですが、八雲	

地域の家族会が役員のなり手や会員間での考え方の違いなどから5年度末で解散することとなりました。

(7) 生活支援体制整備事業ですが、熊石地域では、新たに、通いの場の参加者と町内会、地域おこし協力隊が協力し、あいぬ まるしえやクマル シェなど高齢者が活躍できる場づくりを行いました。

(10) 在宅医療・介護連携事業では八雲保健所と共催で「在宅療養を支える多職種の集い」を熊石地域で開催し、北渡島檜山管内の介護関係者が集まり、多職種連携を考える研修を行いました。

その他、資料記載のとおりとなっておりますので、お読みいただければと思います。

②令和5年度決算報告について

次に②令和5年度決算報告について報告させていただきます。7ページから10ページになっております。9ページ、一番右にある熊石地域の生活支援体制整備事業費ですが、職員退職により、職員の補充が出来なかったため人件費の執行残があります。その他、職員の給与条例の改正があり、人件費の予算の流用を行っております。

以上で報告事項①から②までの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

(2) 協議事項①令和6年度事業計画について

○会長より

それでは、次に議題(2)協議事項、「①令和6年度事業計画について」並びに「②令和6年度予算について」、それぞれ関連がありますので、事務局より説明を求めます。

○事務局より

それでは、(2)協議事業①から②までご説明させていただきます。

①令和6年度の事業計画についてご説明いたします。事業計画につきましては、八雲町地域包括支援センター運営方針に基づき、それぞれの地域包括支援センターで事業計画を定めております。

(1) 一般介護予防事業では、熊石地域では引き続きフレイル予防の普及啓発や、昨年から実施した高齢者IT講習会を実施します。

12ページ目(4)介護予防支援事業につきましては、このあと協議事項③でご説明をいたしますが、指定居宅介護支援事業者が町の指定を受けて介護予防支援事業を実施できることとなったことから、記載している人数よりも委託件数が減

少する見込みです。資料では予算額との整合性を図るため、予算に計上した額の算出根拠となった人数を記載しております。

13ページ目（6）任意事業では、今年3月に開催した運営協議会でご説明した認知症高齢者見守りシール交付事業を実施します。また認知症ケアパスを作成し配布する予定としております。

（7）生活支援体制整備事業ですが、こちらも3月の運営協議会でご説明したとおり、八雲地域では社会福祉協議会に委託し実施します。社会福祉協議会では生活支援コーディネーターを新たに配置し、現在、町のコーディネーターと共に活動を行っております。

また14ページ以降につきましては、例年同様の実施を予定しており、資料記載のとおりとなっておりますので、お読み取りください。

②令和6年度収支予算について

次に②令和6年度予算についてですが、16ページから19ページとなります。16ページ目、一番右の生活支援体制整備事業費では、先ほどご説明しましたとおり社会福祉協議会へ委託するため、委託料を計上しております。

その他多少の金額の増減はありますが、ほぼ例年どおりの予算となっております。

以上で協議事項①～②の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

（質疑・発言なし）

③介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業者への委託について

○会長より

それでは、次に議題（2）協議事項「③介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業者への委託について」、事務局より説明を求めます。

○事務局より

それでは協議事項③介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業者への委託についてご説明させていただきます。先ほど事業計画のなかでも少しお話しさせていただきましたが、介護予防支援、介護保険の介護予防サービスを利用する方のケアマネジメントについては、今年4月の介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者が町の指定を受けて実施できることとなりました。しかしながら介護予防ケアマネジメント、町の総合事業のみを利用する方のケアマネジメントについては、これまでどおり地域包括支援センターから居宅介護支援事業者に委託しなければなりません。

しかし利用者はずっと同じサービスをするわけではなく、その月によって利用するサービスが変わることがあり、月によって介護予防支援と介護予防ケアマネジ

メントを行き来する可能性があります。委託については本来、利用者ごとに行うこととされていますが、今般、国から、利用が想定される利用者を包括的に委託することとして構わないとの取扱いが示されたことから、町としては、これまでどおり介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの両事業を合わせて委託することとします。

町内の居宅介護支援事業者は資料のとおり3事業所ですので、3事業所に委託させていただいております。

なお現在町外事業者への委託はありませんが、今後、町外事業者へ委託することとなった場合には、直近の運営協議会で報告させていただきます。

以上、協議事項③の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質疑・発言なし)

(3) その他

○会長より

それでは、次に「(3) その他」についてですが、委員の皆さま方から何か発言はございませんでしょうか。

2. 閉会宣言

○会長より

それでは以上で、第1回八雲町地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。皆さま大変お疲れ様でした。